

最低賃金 ご存知ですか?



下回ったら法律違反!

最低賃金は、法に基づいて国が定める賃金の最低額です。給料が最低賃金を下回る場合には、その差額を請求することができます。

毎年、見直されます!

毎年、都道府県ごとに見直しが行われます。

派遣先の最低賃金を適用!

派遣で働く方には、派遣元ではなく、派遣先の地域の最低賃金が適用されます。

深夜勤務は25%アップ!

深夜勤務の場合には、深夜割増25%が加算されます。その他、時間外割増や休日割増が加算されるケースもあります。



おかしいな?と思ったら「**なんでも労働相談ダイヤル**」へ

あなたの街 **山形県** の
地域別最低賃金は

717 時給
円

午後10時~午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%が加算

896 時給
円

2016年10月7日~

連合山形



いこうよ れんごうに
0120-154-052

〒990-0044 山形県山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

県内6カ所に
地域協議会が
あります。
お気軽に
お電話ください。

連合山形酒田飽海地域協議会 ☎0234-24-5505
〒998-0858 酒田市緑町19-10 労働センター内

連合山形鶴岡田川地域協議会 ☎0235-25-8605
〒997-0033 鶴岡市泉町8-57 鶴岡市労働センター内

連合山形新庄最上地域協議会 ☎0233-23-1515
〒996-0084 新庄市大手町2-60 大手会館内

連合山形北西村山地域協議会 ☎0237-53-2005
〒995-0033 村山市榑岡新町2丁目12-7 しらたかビル2F

連合山形地域協議会 ☎023-622-0551
〒990-0044 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

連合山形置賜地域協議会 ☎0238-23-0551
〒992-0042 米沢市塩井町塩野1-1 勤労者福祉会館2F

あなたの給料が最低賃金をクリアしているかチェック!



STEP
1

給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給+諸手当(精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く)です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当*

*精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く

対象
でない

• ボーナス • 残業代 • 精皆勤手当
• 通勤手当 • 家族手当 • その他臨時の手当

STEP
2

1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに下記計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

時給の人 時給額 そのままでOK!

日給の人 日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

週給の人 週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

月給の人 月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

歩合給の人 連合「なんでも労働相談ダイヤル」にご相談ください。

STEP
3

自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう。
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ダイヤル」へ電話してみましょう。
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります。



おかしいな?と思ったら
「なんでも労働相談ダイヤル」へ!

Action!
働くあなたの問題は
働く仲間と解決しよう



日本労働組合総連合会(連合)

0120-154-052

連合

検索